

函館市要介護認定等訪問調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項および第32条第2項（第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項および第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による訪問調査（以下「訪問調査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訪問調査の対象は、法第9条に規定する被保険者であって、要介護認定等の申請を行った者（以下「申請者」という。）とする。

(実施主体等)

第3条 訪問調査の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

2 市は、前項の規定にかかわらず、訪問調査（法第27条第2項（法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）を法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同第25項に規定する介護保険施設、同第29項に規定する介護医療院、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者および法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに委託することができる。

3 市は、第1項の規定にかかわらず、法第27条第1項または第32条第1項の申請をした被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該申請に係る訪問調査を法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人に委託し、または他の市町村に嘱託することができる。

4 市は、前2項の規定により訪問調査を委託し、または嘱託しようとするときは、介護保険要介護認定等訪問調査依頼書（別記第1号様式）により、依頼するものとする。

(訪問調査員)

第4条 前条第2項または第3項の規定により市から訪問調査を委託された地域密着型介護老人福祉施設，介護保険施設，指定居宅介護支援事業者，地域包括支援センターまたは指定市町村事務受託法人（以下「訪問調査受託事業者」という。）は，法第7条第5項に規定する介護支援専門員で，都道府県および市（他の市町村に所在する訪問調査受託事業者は都道府県）が実施する訪問調査員研修を受講した者（以下「訪問調査員」という。）に，訪問調査を行わせなければならない。

2 訪問調査員は，訪問調査を行なうときは市が交付する函館市要介護認定・要支援認定訪問調査調査員証（別記第2号様式）を携帯し，申請者または申請者と関係のある者の請求があった場合は，これを提示しなければならない。

（委託の区分）

第5条 市は，訪問調査の委託にあたっては，次に掲げる申請者の区分を定めるものとする。

（1）在宅で生活する者および介護保険施設もしくは地域密着型介護老人福祉施設以外の福祉施設，医療施設に入所または入院している者（以下「在宅の申請者」という。）。

（2）介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設に入所または入院している者。

（調査地区）

第6条 在宅の申請者に係る訪問調査については，市が設定した地区ごとに定めた指定居宅介護支援事業者および地域包括支援センターによるものとする。ただし，やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

2 前項の規定は，前条第2号に規定する申請者について準用する。

（調査内容等）

第7条 訪問調査員は，申請者または申請者と同居する者などと，訪問調査の実施にあたり適切な日時を調整し，面接により訪問調査を行わなければならない。

2 訪問調査は，全国統一の様式の認定調査票（概況調査），認定調査

票（基本調査）および認定調査票（特記事項）（以下「認定調査票」という。）により，国が定める「認定調査票記入の手引き」に基づき，行わなければならない。

- 3 訪問調査受託事業者または第3条第3項の規定により市から訪問調査を囑託された市町村は，第3条第4項に規定する依頼書に指定された提出期限までに，認定調査票に訪問調査報告書（別記第3号様式）を添えて，市長に提出しなければならない。

（守秘義務）

第8条 訪問調査受託事業者の従業員および訪問調査員は，正当な理由なしに，訪問調査により知り得た事項を，他に漏らしてはならない。

（虚偽の報告）

第9条 訪問調査受託事業者は，訪問調査に係る結果について，虚偽の報告をしてはならない。

（指導）

第10条 市長は，訪問調査受託事業者に対し必要に応じ，訪問調査に関する指導を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は，平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条第4項関係)

様

函 福 介
年 月 日

函館市長

介護保険 要介護認定等訪問調査依頼書

要介護認定等訪問調査を次のとおり依頼します。

被保険者番号																				
フリガナ														生年月日						
被保険者氏名														性別						
住 所																				
電話番号																				

要介護認定(更新)申請日	年 月 日
要介護認定調査票提出期限	年 月 日

- 1 要介護認定調査票は、所定のマークシートにより必ず期限までに提出してください。
- 2 期限までに調査を完了しない見込みであるときは、函館市保健福祉部介護保険課まであらかじめ報告のうえ、指示受けてください。
- 3 この調査を第三者に再委託することはできません。
- 4 調査に関して知り得た秘密を第三者に洩らしてはなりません。
- 5 調査の実施にあたって問題が生じたときは、直ちに報告してください。
- 6 本市が必要であると認めた場合は、依頼の内容を変更又は中止することがあります。
- 7 上記のほか、本調査に関しては介護保険法その他関係法令および委託契約に定めるところに従い実施してください。

別記第2号様式(第4条第2項関係)

(表)

函館市要介護認定・要支援認定訪問調査調査員証

第 号

調査員氏名

年 月 日

函 館 市 長

(裏)

1 この調査員証は訪問調査の時、必ず携帯してください。

2 この調査員証を他人に貸与してはいけません。

3 この調査員証の有効期間は交付日から

年 月 日までとします。

(交付日 年 月 日)

別記第3号様式(第7条第3項関係)

函館市長様

年 月 分

訪問調査実績報告書

依頼日	調査日	氏名	事業所		備考
			名称	住所	
.	.		施設		
			名称	代表者氏名	
			被保険者番号		
.	.				
.	.				
.	.				
.	.				
.	.				
.	.				
.	.				
.	.				
.	.				
.	.				
小計			件	件	件

※備考欄は入院中の場合に「医療」か「介護(療養型)」が記入してください。

総計

	件
記入不要→	件
	件